

# 青森県知事選挙

## 6月7日（日）投票日

青森県知事選挙は、5月21日に告示され、6月7日が投票日です。忘れずに投票に出かけましょう。投票時間は午前7時～午後8時です（一部投票所は午後6時まで）。

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局（市役所6階、☎ 35・1129）

### ●選挙資格

▽年齢要件 平成7年6月8日までに生まれた人

▽住所要件 平成27年2月20日以前から引き続き弘前市に住んでいける人

※投票日までに住所を異動した人は、3ページの「住所の異動と投票の可否」を参照してください。

### ●投票所入場券

5月13日現在の住所で作成し郵送します。圧着式のはがき1枚につき4人分まで投票所入場券を印刷しています。また、投票所入場券の裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」を印刷していますので、事前に必要事項を記入し、期日前投票所に持参することで投票受付がスムーズに行えます。

なお、投票日当日に指定の投票所で投票される人は「期日前投票宣誓書兼請求書」への記入は必要ありません。

投票所入場券が届かなかったり紛失した場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

### ●期日前投票

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、右表のとおり期日前投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きを（代理人による手続きも可）。

### ●滞在地での投票

仕事や用事などで投票日に市外に滞在している人で、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。

不在者投票を希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入の上、請求手続きをしてください。「不在者投票請求書兼宣誓

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報を、各世帯へ配布します。

書」は、選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているものを使うか、市のホームページからダウンロードすることもできますのでご利用ください。郵送や代理人による手続きも可能です（ファックスやEメールは不可）。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送期間の関係上、早めに手続きや投票をしてください。

### ●在宅投票

重度の身体障がい者などで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きを（代理人による手続きも可）。

▽請求期限 6月3日（水）

### ●選挙公報

候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報を、各世帯へ配布します。

また、市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

▽配布期間 5月28日～6月5日



## 期日前投票

投票期間	5月22日（金）～6月6日（土）					6月3日（水）～5日（金）
	投票場所	弘前市役所（上白銀町）2階ロビー	岩木庁舎（賀田1丁目）1階	相馬庁舎（五所字野沢）交流センター	総合学習センター（末広4丁目）1階中会議室	
投票時間	午前8時半～午後8時	午前8時半～午後6時			午前10時～午後6時	午前10時～午後5時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票することができます。 ②受付の際、投票所に当日行けない理由について「宣誓書」を提出してもらいます。「宣誓書」は各人の投票所入場券の裏面に記入するか、期日前投票所の受け付けにも用意します。 ③投票所によって投票期間および投票時間が異なりますので、注意してください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤弘前大学には投票者用の駐車場がありませんので、ご了承ください。 ⑥ヒロ口スクエアで投票する際はヒロ口駐車場（1時間無料）をご利用ください。					

### 住所の異動と投票の可否

■市外から転入した人 平成27年2月20日までに転入届を出した人	弘前市で投票できます
前住所地の市町村で投票 ※「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」が必要。市民課、市民課駅前分室・城東分室、各総合支所民生課、各出張所へ申請を。	
平成27年2月21日以降に県内から転入届を出した人	
※2回以上転出している場合は投票できません。	
平成27年2月21日以降に県外から転入届を出した人	投票できません
■市内へ転居した人 平成27年5月13日までに転居届を出した人	現在の住所地の投票所で投票できます
平成27年5月14日以降に転居届を出した人	転居前の住所地の投票所で投票できます
■市外へ転出した人 平成27年1月20日～2月20日に県内の市町村へ転出した人	転出先の市町村へ転入届を出した日によって投票できる市町村が異なります。
※転出した後にさらに他の市町村へ住所を移した人は投票できません。	
平成27年2月21日以降に県内の市町村へ転出した人	弘前市で投票できます ※「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」が必要。現住所地の市町村役場が弘前市役所市民課へ申請を。
※転出した後にさらに他の市町村へ住所を移した人は投票できません。	
投票日（6月7日）までに県外へ転出した人	投票できません
※転出予定の人で、転出予定日が5月22日以降の人は期日前投票ができる場合があります。詳しくは問い合わせを。	

市民税課からのお知らせです

**住民税に関する証明書の発行**  
6月10日～

平成27年度の住民税「所得・課税証明書」（26年中の所得分）を6月10日から発行します。申請の際には、申請者本人（窓口に来た人）であることを確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。なお、代理人（同居の親族を除く）が申請する場合は、委任状または同意書も必要です。

▽交付窓口 市民税課（市役所2階、窓口209）／市民課（市役所1階、総合窓口）／総合行政窓口（駅前町、

ヒロ口3階）／岩木・相馬総合支所

民生課／市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）／各出張所

▽受付時間 平日の午前8時半～午後5時

※総合行政窓口＝平日…午前8時半～午後7時、土・日曜日、祝日…午前8時半～午後5時。

▽手数料 1通=300円

■問い合わせ先 市民税課諸税係（☎ 35・1117）

## 弘前市プロ野球一軍戦誘致事業推進 協賛金の募集

▽協賛額 1口1万円とし、1口

または2口での申し込み

▽協賛特典 1口=一軍戦誘致ポスター（1,000枚作成予定）に社名

等を掲載／2口=前記特典のほか、

「はるか夢球場」周辺に設置する看板に社名等を掲載

▽募集期間 5月26日（火）まで

▽募集対象 企業または各種団体

※個人での協賛はご遠慮ください。

▽申し込み方法 協賛金申込書（市

ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、郵送かファックス・Eメールまたは直接持参で、弘前市プロ野球一軍戦誘致実行委員会事務局

（〒036・8551、上白銀町1の1、文化スポーツ振興課内、ファックス35・7956、Eメールbunspo@city.hirosaki.lg.jp）へ。

※協賛金の振込先など、詳しくは市ホームページ掲載の募集要項等をご覧下さい。

■問い合わせ先 弘前市プロ野球一軍戦誘致実行委員会事務局（☎ 40・7115）